

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	社会福祉連携推進法人制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 令和8年特別国会にて成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）において、第二種社会福祉事業を社会福祉連携推進法人が実施することを一定の要件（所轄庁が必要と認めた場合等）の下で認めることについて、地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保する観点から、参入のハードルを低くするため、社会福祉連携推進法人が当該要件の下で第二種社会福祉事業を行った場合に、固定資産税・不動産取得税・都市計画税の非課税措置の対象とする。		
関係条文	改正後の社会福祉法第2条第3項、第132条 地方税法第73条の4、第348条第2項、第702条の2、地方税法施行令第49条の15、第36条の10、地方税法施行規則第7条の3の4、第10条の7の3		
減収見込額	[初年度]（－） [平年度]（－） [改正増減収額]（単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等を社員とし、社員法人の業務連携を推進することを主たる目的として設立する法人制度であることから、現状、社会福祉事業を行うことができない。 一方で、特に中山間・人口減少地域において、地域の福祉サービスの維持・確保のために不可欠な社会福祉事業の運営が単独の法人では難しくなった場合に、社会福祉連携推進法人が当該事業の提供主体としての役割を担うことが考えられる。このようなニーズを背景に、社会福祉法等の一部を改正する法律において、社会福祉連携推進法人による第二種社会福祉事業を実施可能とする制度改正を行い、令和9年4月1日より施行される予定である。 社会福祉法人単独での運営が難しい場合に、地域で必要な福祉サービスの維持・確保のために、社会福祉連携推進法人として社員法人が協働して社会福祉事業を行うところに本制度のニーズがあるところ、非課税措置を講じることにより、社会福祉法人の連携・協働の取組の促進を図るものである。 （２）施策の必要性 社会福祉連携推進法人は社員法人の業務連携の推進を主たる目的として設立される法人であり、その事業活動に要する費用は社員法人からの会費や業務委託費等で賄われており非営利であること、資金の法人外流出が認められていないこと、社会福祉法人並みのガバナンスを求められていること等から、公益性の高い法人であると考えられる。また、今回実施を可能とする第二種社会福祉事業は要件を満たす限り不特定多数の者に対してサービスを提供する、社会福祉を目的とした公共の利益になる業務である。 上記を踏まえ、第二種社会福祉事業を社会福祉連携推進法人が実施することを一定の要件（所轄庁が必要と認めた場合等）の下で認めることについて、地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保する観点から、税制上の所要の措置を講じる必要がある。		
本要望に対応する縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	社会福祉連携推進法人制度により経営の大規模化、協働化の促進法策を講じ、社会福祉法人が福祉サービスの基盤的提供主体としての役割を果たす一方で、地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久化を希望
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会福祉法人に求められる機能、置かれている状況を踏まえ、大規模化・協働化の促進が重要であり、その促進方策として、税制措置、規制の一定の緩和等が必要である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—